省　　令

○総務省令第八十二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年八月三十日

総務大臣　山本　早苗

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の六の九第一項第一号ヘ中「次に掲げる」を「(1)に掲げる」に、「一の陸上移動局」を「一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）」に改め、同ヘ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　基地局

(イ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ロ)　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2)　陸上移動局

(イ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

(ロ)　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

第四十九条の六の九第一項第二号イ中「変調方式は」の下に「基地局の送信装置にあつては」を加え、「又は六四値直交振幅変調」を「、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調」に改め、同条第二項第二号中「用いた送信を行う」を「用いて連続する搬送波を送信する」に改め、「の連続する搬送波」を削る。

第四十九条の六の十第一項第一号ヘ中「次に掲げる」を「(1)に掲げる」に、「一の陸上移動局」を「一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）」に改め、同ヘ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　基地局

(イ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ)　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2)　陸上移動局

(イ)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

(ロ)　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

第四十九条の六の十第一項第二号イ中「変調方式は」の下に「基地局の送信装置にあつては」を加え、「又は六四値直交振幅変調」を「、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調、陸上移動局の送信装置にあつては二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調」に改め、同条第三項第二号中「用いた送信を行う」を「用いて連続する搬送波を送信する」に改め、「の連続する搬送波」を削る。

第四十九条の二十九第一号ホ中「一の陸上移動局」を「一又は複数の陸上移動局（陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつては、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局を含む。）」に改め、同号に次のように加える。

ヘ　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1)　基地局の無線設備　各空中線端子における値の総和

(2)　陸上移動局の無線設備　各空中線端子における値の総和

第四十九条の二十九第三項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「空中線電力」の下に「（キャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中線電力の総和）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合は、総務大臣が別に告示する周波数帯を使用するものであり、かつ、総務大臣が別に告示する数以下の搬送波を使用するものであること。

別表第二号第12の4(4)オ中「陸上移動局」の次に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、「あつて」を「あつて、」に「用いた送信を行う」を「用いて連続する搬送波を送信する」に改め、同(4)に次のように加える。

カ　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

別表第二号第12の5(5)中「陸上移動局」の次に「（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）」を加え、「無線設備が」を「無線設備であつて、」に「用いた送信を行う場合」を「用いて連続する搬送波を送信するもの」に改め、同5に次のように加える。

(6)　陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて(1)から(4)までに定める値

別表第二号第52中「この指定をする場合」を「この規定の適用を受ける周波数を指定する場合」に改め、同第52に次のように加える。

5　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信するもの　総務大臣が別に告示で定める値

6　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて1から4までに定める値

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二号第一の注3(2)中「又は第11号の21」を「、第11号の21又は第54号」に改め、同注(4)中「若しくは第11号の21」を「、第11号の21若しくは第54号」に、「キまで」を「クまで」に改め、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ　2,545MHzを超え2,645MHz以下の周波数帯

附　則

この省令は、公布の日から施行する。